



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

支給の対象となる世帯（①②③のいずれかにあてはまる世帯）

① 令和3年度住民税非課税世帯

対象
世帯

令和3年12月10日時点で大宜味村に住民登録があり、世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯すでに確認書を送付しています。

手続き（返送）がお済みでない方は、お早めに大宜味村住民福祉課までご連絡ください。裏面の①もご覧ください。

② 令和4年度住民税非課税世帯

対象
世帯

令和4年6月1日時点で大宜味村に住民登録があり、世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯ただし、既に本給付金の支給を受けた世帯（令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は給付を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は除きます。

確認書が届きます。（確認書発送予定時期：7月中旬頃）裏面の②もご覧ください。

③ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症による影響）

対象
世帯

申請日時点で大宜味村に住民登録があり、令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

申請が必要です。裏面の③もご覧ください。

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

※①②③のいずれも重複して受給することはできません。

給付金の
支給額

1世帯あたり
10万円

申請
期限

令和4年9月30日（金）

給付金の支給手続き

① 令和3年度住民税非課税世帯

- すでに確認書を送付しています。
- 手続き（返送）がお済みでない方は、お早めに大宜味村住民福祉課までご連絡ください。

② 令和4年度住民税非課税世帯

【世帯全員が令和3年12月10日以前から令和4年6月1日まで大宜味村に住民登録がある場合】

- **確認書が届きます**ので、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で**返送**してください。（確認書発送予定時期：7月中旬頃）

【世帯の中に、令和3年12月11日以降に大宜味村に転入した方がいる場合】

- **申請書が届きます**ので、必要事項を記入し添付書類と一緒に同封の返信用封筒で**返送**してください。（申請書発送予定時期：7月下旬頃）

③ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請書の入手方法

- 村ホームページもしくは大宜味村住民福祉課にお申し出ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

大宜味村住民福祉課

0980-44-3003

受付時間 平日8:30~17:15

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（土日祝除く）